



三重県公報

令和5年8月1日 (火)

第 435 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
472	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
473	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務の廃止の届出	(同)	2
474	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	2
475	同件	(同)	3
476	同件	(同)	3
477	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	4
478	同件	(同)	4
479	同件	(同)	5
480	同件	(同)	5
481	同件	(同)	6
482	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
公 告			
	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付	(畜 産 課)	7

告 示

三重県告示第 472 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 5 年 8 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 15 日 第 16 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
みえなか農業協同組合	代表理事組合長 山本 清巳	三重県松阪市豊原町 1043 番地の 1

3 変更内容

代表者の氏名の変更

代表理事組合長 山本 清巳

三重県告示第 473 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の廃止の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 5 年 8 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 8 月 20 日 第 24 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社米常	代表取締役 森田 泰三	三重県松阪市垣鼻町 1303 番地

3 休止又は廃止の別

廃止

4 廃止年月日

令和 5 年 7 月 12 日

5 廃止しようとする業務

登録検査機関の業務

三重県告示第 474 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 5 年 8 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 7 月 24 日 第 20 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社三商	代表取締役 鈴木 孝	三重県鈴鹿市野町西三丁目 1 番 3 号

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
鉄川 信	玄米	K2422428
鈴木 吉巳	玄米	K2427430
伊達 拓夢	玄米	K2429413

7 登録の更新日

令和5年7月21日

三重県告示第 475 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 5 年 8 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 7 月 24 日 第 21 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社世古口商店	代表取締役 世古口 篤司	三重県伊勢市中須町 771 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
世古口 篤司	玄米	K2414420
間宮 久子	玄米	K2414421
山出 卓弘	玄米	K2415422
辻 忠克	玄米	K2422423

7 登録の更新日

令和 5 年 7 月 21 日

三重県告示第 476 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 5 年 8 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 7 月 24 日 第 22 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢米穀企業組合	理事長 濱瀬 智章	三重県伊勢市河崎 1 丁目 9 番 24 号

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
濱瀬 智章	玄米	K2415424
横山 司	玄米	K2416425
山本 隆士	玄米	K2414426
山本 貴博	玄米	K2426427

- 7 登録の更新日
令和5年7月21日

三重県告示第477号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年8月1日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第478号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年8月1日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、尾鷲市・北牟婁郡紀北町（以上1市1町について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 479 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 480 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 481 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 482 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 8 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT 志摩店
志摩市磯部町穴川字土橋 1175-1 ほか 55 筆
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

駐 車 場	収容台数	位 置
駐車場 1	365 台	縦覧による
駐車場 2	92 台	縦覧による
合計	457 台	

（変更後）

駐 車 場	収容台数	位 置
駐車場 1	290 台	縦覧による
駐車場 2	92 台	縦覧による

合計	382 台	
----	-------	--

- 3 変更する年月日
令和 6 年 3 月 6 日
- 4 変更する理由
来客用駐車場を利用実態に基づき縮小し、市民による要望から、ガソリンスタンド用地として有効活用するため
- 5 届出の日
令和 5 年 7 月 5 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書が交付されました。

令和 5 年 8 月 1 日

三重県知事 一見勝之

「次」は省略し、関係書類（種畜検査名簿）を三重県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供します。

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
